

係	検 算	係 長	課長補佐	課 長
松岡	小嶋	戸梶	荒	田原

数 量 内 訳 書

令和6年度

中須賀土地区画整理事業家屋等調査積算（6-4）委託業務 設計書

市街地整備課

業務場所 高知市 中須賀町 外

業務方法	委 託	業務日数	日	着手 完了	令和 7 年	年 3 月	月 31 日	日
------	-----	------	---	----------	-----------	----------	-----------	---

委託業務名：中須賀土地区画整理事業家屋等調査積算（6-4）委託業務

履行期間について

本委託業務は、完了期限を令和7年3月31日としておりますが、議会等の承認が得られた場合、完了期限を令和7年6月30日に延長する予定です。

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単位	数 量	単 価	金 額	摘要
用地調査業務					
用地調査業務					
準備打合せ					
準備打合せ費	式	1			明細表 第1号
建物等の調査及び算定					
建物等の調査No.1 No.834・784	式	1			明細表 第2号
建物等の調査No.2 No.785・793	式	1			明細表 第3号
建物等の調査No.3 P⑦-3	式	1			明細表 第4号
直接原価					

委 託 費 內 訳 表

委 託 費 內 訳 表

明細表 第 1号

明細表

明細表 第 2号
建物等の調査No.1

No.834・784

明細表

名称・規格・条件	単位	数 量	単 價	金 額	摘要
非木造建物B(構造計算なし) 200m ² 未満,区分ハ	棟	1			
木造建物B 130m ² 以上200m ² 未満	棟	1			
生産設備D	箇所	1			
附帯工作物(農家敷地A)	戸	1			
附帯工作物(住宅敷地B)	戸	1			
営業調査 営業B	事業所	1			
仮営業所設置工事費調査 アーバリース建物	事業所	1			
動産調査(店舗) 150m ² 以上350m ² 未満	店舗	1			
仮住居、借家人又は家賃減収補償 標準家賃調査なし	世帯	2			
移転雜費	世帯	2			

明細表 第 2号
建物等の調査No.1

明細表

No.834•784

明細表 第 3号
建物等の調査No.2

No.785・793

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
木造建物A 70m ² 以上130m ² 未満	棟	2			
附帯工作物(住宅敷地C)	戸	1			
営業調査 営業A	事業所	1			
居住者調査	世帯	1			
動産調査(一般住家)	戸	2			
仮住居、借家人又は家賃減収補償 標準家賃調査なし	世帯	2			
移転雑費	世帯	2			
消費税等調査 営業調査等を伴う事業者	事業者	1			
1式 当り					

明細表 第 4号
建物等の調査No.3

明細表

P⑦-3

中須賀土地区画整理事業家屋等調査積算（6-4）委託業務特記仕様書

I 業務概要

1 目的

本業務は、中須賀土地区画整理事業区域内において換地移転に伴う建物、附帯工作物、居住者及び営業等（建物等）の調査並びに移転工法の検討を行い、補償金額の算定に係る業務を行うことを目的とする。

2 委託業務名

中須賀土地区画整理事業家屋等調査積算（6-4）委託業務

3 業務場所

高知市中須賀町 外

4 履行期間

- 完了期限 令和7年3月31日
(ただし、議会等の承認が得られた場合、完了期限を令和7年6月30日とする。)

5 業務内容

- 案内図 別紙1のとおり
- 位置図 別紙2のとおり
- 調査対象物件一覧表 別紙3のとおり

II 業務仕様

1 適用

業務については、公共用地の取得に伴う損失補償基準（用対連基準）、一般補償基準（高知県土木部用地事務例規集）及び高知広域都市計画土地区画整理事業の施行に伴う損失補償基準に従い、次の仕様書、標準書及び本特記仕様書に準じて行う。また、これによりがたい場合は、監督職員と協議のうえ決定する。

- 用地調査等業務共通仕様書（高知県土木部発行）
- 物件移転等標準書 令和7年度版（四国地区用地対策連絡協議会発行）

2 業務実施要領

(1) 建物等調査・算定

- 調査及び算定の実施にあたっては、十分な調査を行い、土地と建物等の関係、位置、用途、構造及び諸般の状況を考慮し、その相関関係に基づいて通常妥当だと認められる、最も合理的な補償金の算定を行うこと。また、各段階において監督職員との十分な打合せのうえ業務を行うこと。
- 建物の調査図面には建物、工作物、建築設備の位置を省略せずに明記すること。
- 補償金算定の採用単価は、物件移転等標準書の単価を基本とし、これによりがたい場合は、「建物、工作物及び地盤変動費用負担額標準単価歩掛（四国地区用地対策連絡協議会発行）」の建物補償標準単価作成要領に準じて作成する。
- 見積書の徵収は2者以上とし、最も安価な見積りを採用する。

(2) 提出物等

○ 契約後遅滞なく提出する書類

- ・ 委託業務着手届
- ・ 業務計画書（作業計画書）
 - ① 業務概要（委託業務名、業務場所、履行期間、調査対象等）
 - ② 業務実施計画（適用図書、打合せ計画、連絡先、成果物等）
 - ③ 業務工程表
 - ④ 調査員名簿（管理技術者、業務従事者、有資格等）

○ 履行期間中に提出する書類

- ・ 業務週報（高知市様式）
- ・ 打合せ記録簿（高知市様式）
- ・ 補償概要説明書
(中間打合せ時に対象物件全てについて提出すること。なお、その時点で未調査の物件がある場合は、監督職員と協議すること。)
- ・ 調査数量計算書（業務内容、数量が分かるもの）

○ 業務完了後遅滞なく提出する書類

- ・ 委託業務完了届
- ・ 貸与品（登記簿等）
- ・ 成果報告書は各補償物件別に、A4版のチーブファイルに整理し、正副2部（正は各人別、副は一括ファイル）を段ボール箱等に入れて、電子データと共に提出すること。

(3) 個人情報の保護

- ・ この契約による業務を履行するための個人情報の取扱いについては、用地調査等業務共通仕様書（高知県土木部発行）によるほか、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。また、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。再委託をする場合は、再委託先についても同様とする。
- ・ 業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び隨時に、点検を実施し、監督職員に報告すること。
- ・ 管理体制等については検査を行うものとし、その検査に先立ち、受注者は4月に高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面を監督職員に提出すること。

(4) その他

- ・ 成果報告書には、物件概要、利用状況、算定根拠及び補償項目の補償内容等を記載した「業務補償概要書」を添付すること。（高知市様式）
- ・ 各物件の権利者の確定や関係については、登記簿、固定資産税台帳の写し、住民票、賃貸借契約書及び関係者からの十分な聞き取り等から間違いなく行うこと。
- ・ 未登記建物が存在するときは、土地所有者及び居住者並びに周辺関係住民に個別に調査を行い決定する。また、借家人が負担している造作改装部分等が存在する場合の補償方法など、監督職員と十分打合せを行うこと。
- ・ 消費税等相当補償額の取扱いについては、監督職員と十分打合せを行うこと。
- ・ 成果報告書がまとめたものから順次提出すること（6月1日までに2棟分以上の提出を目安とする）。

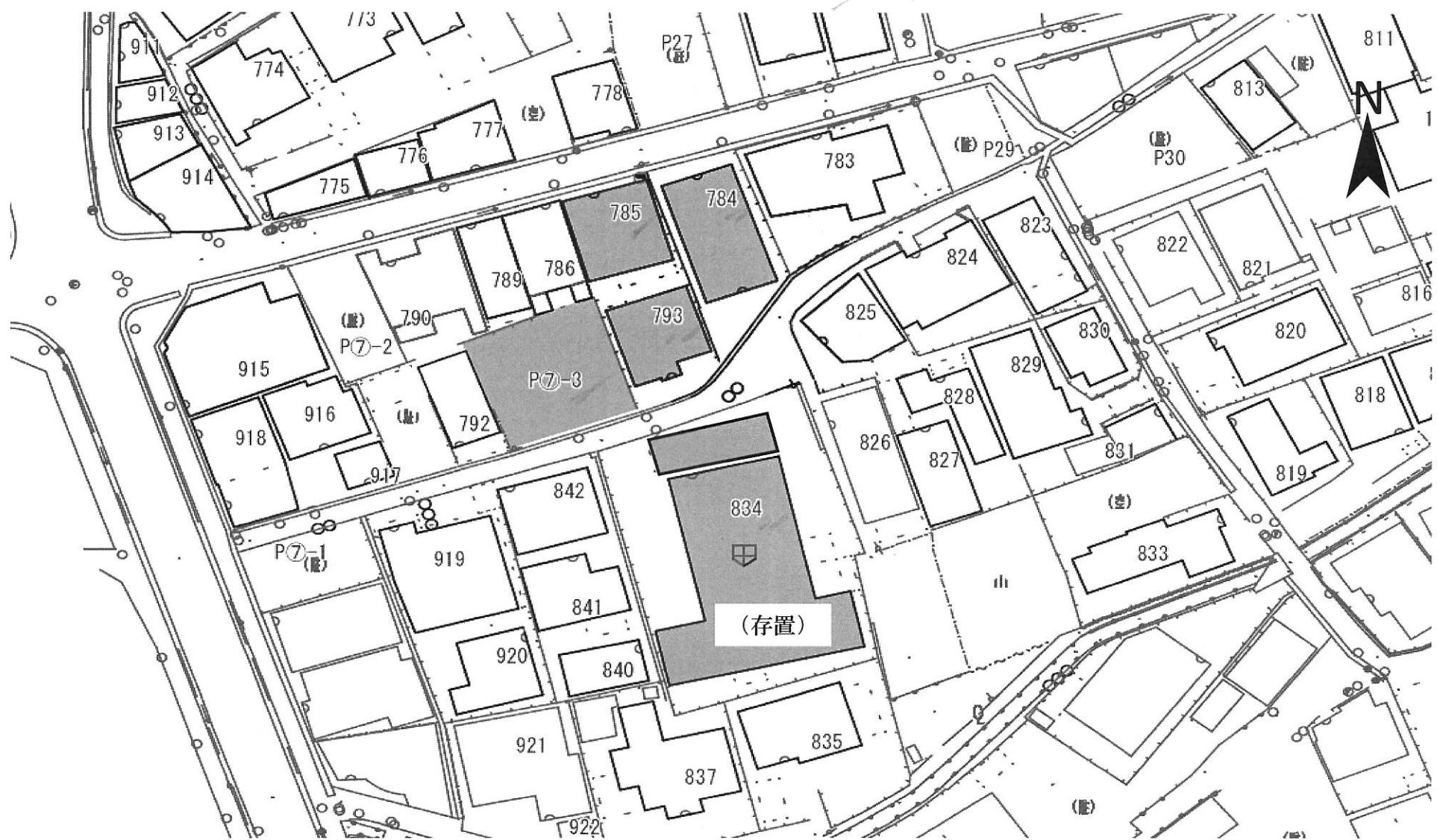
別紙1案内図

中須賀土地区画整理事業家屋等調査積算(6-4)委託業務



別紙2 位置図

中須賀土地区画整理事業家屋等調査積算(6-4)委託業務



別紙3 調査対象物件一覧表 中須賀土地区画整理事業家屋等調査積算(6-4)委託業務

物件 No.	建物等の調査				建 物 の 見 積	附帯工作物調査			営業調査		仮営業所設置		居 住 者	動産調査			仮 住 居 等	移 転 雑 費	消費税調査					
	建物No.	区分	適用	数量		細別	数量	単位	区分	数量	細別	数量	区分	適用	数量	営業調査等を伴わない事業者	営業調査等を伴う事業者							
1	834	非木造建物B・八	200m ² 未満	1	棟	-	生産設備D	1	箇所	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1					
	784	木造建物B	130m ² 以上 200m ² 未満	1	棟	-	農家敷地A	1	戸	B	1	住宅敷地B	1	戸	ブレハブリース	1	-	店舗	150m ² 以上 350m ² 未満	1	2	1	-	1
2	785	木造建物A	70m ² 以上 130m ² 未満	1	棟	-	-	-	-	A	1	-	-	-	一般住家	-	1	1	1	-	1			
	793	木造建物A	70m ² 以上 130m ² 未満	1	棟	-						住宅敷地C	1	戸	-	-	-	1	一般住家	-	1	1	1	-
3	P⑦-3	-	-	-	-	-	住宅敷地B	1	戸	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損等の防止その他の個人情報の適切な管理のために、法その他関係法令に基づき、高知市保有個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱（令和5年2月24日制定）に定める安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の措置に係る規定等を整備するとともに、管理責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務を処理するための個人情報の管理の状況に係る自己点検に関する事項等の必要な事項を定め、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱うまでに書面により甲に通知しなければならない。

(従事者への監督及び教育の実施)

第4 乙は、この契約による業務の処理に関し、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、当該従事者が本特記事項を遵守するように監督するとともに、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(取扱制限)

第6 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う権限を有する従事者及びその従事者に付与する権限を必要最小限のものとし、取り扱う権限を有しない従事者に個人情報の取扱いをさせてはならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約による業務の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(消去等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、甲の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(複製等の制限)

第9 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の複製及び送信並びに個人情報が記録されている媒体の個人情報を取り扱う事務を実施する区域外への送付又は持ち出しをしてはならない。ただし、甲の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第10 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾を得た場合に限り、その取扱いを再委託先（再委託先が乙の子会社である場合を含む。）に委託することができる。再委託先が再々委託を行う場合を含み（再々委託先が再委託先の子会社である場合を含む。），以降もまた同様とする。

(再委託先等の安全管理措置)

第11 乙は、再委託を行う場合は、再委託先に対して本特記事項における安全管理措置を講じさせなければならない。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（第9ただし書の規定により複製したものと含む。）を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは第8に規定する消去又は廃棄をするものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(点検及び実地検査等)

第13 乙は、定期に、及び甲から報告を求められた場合は隨時に、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について点検を実施し、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱状況及び本特記事項の遵守状況について、隨時実地により乙に対して検査を行うことができる。
- 3 乙がこの契約による業務の処理を再委託する場合は、乙を通じて、又は甲により前項の検査を実施する。再委託先が再々委託を行う場合を含み、以降もまた同様とする。
- 4 乙は、前3項に定める点検又は実地検査の結果、甲からこの契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに関して改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における対応)

第14 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、本特記事項に違反した者に対し、法令又は内部規程その他関係規程に基づき厳正に対処しなければならない。

(損害賠償)

第15 乙は、本特記事項に違反したことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

注1 「甲」は高知市を、「乙」は受託者をいう。

2 個人情報に係る業務の処理の委託の実態に即して、適宜必要な事項を追加するものとする。